

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市国分営農研修センター
- 2 指定管理者 霧島市国分中央三丁目8番1号
一般財団法人霧島市施設管理公社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 霧島市国分営農研修センターの概要

- ① 施設名 霧島市国分営農研修センター
- ② 位置 霧島市国分広瀬二丁目20番2号
- ③ 建築年度 昭和56年度
- ④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積 354㎡
- ⑤ 設置目的 農業経営技術の向上及び地域住民の連帯意識を高め地域の活性化を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 1,772人（平成30年度実績）
- ⑦ 年間使用料 265,135円（平成30年度実績）

2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
名称 一般財団法人霧島市施設管理公社
代表者 理事長 内 達朗
所在 霧島市国分中央三丁目8番1号
- ② 組織
設立年月日 平成25年4月1日
資本金 5,000万円
従業員数 31人
主な事業内容
 - ・ 体育施設その他公共施設の管理受託事業
 - ・ 体育施設その他公共施設を利用した生涯スポーツや環境美化活動等の振興事業
 - ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（9人）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、一般財団法人霧島市施設管理公社の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・ 施設の維持管理補修について、利用者の苦情もなく、設備機器を適切に管理している点を評価する。
- ・ 自主事業として、そば打ち体験等を実施する提案を評価する。
- ・ 開館時間の延長に向けた対策として、土曜日の利用を可能とする提案を評価する。

- ・使用する調理機器について、清潔に管理され、丁寧な管理を行っている点を評価する。
- ・利用者の要望、苦情に対し、適切に対応している点を評価する。
- ・安定的な施設管理を評価する。